

令和6年度 第1回松戸市福祉有償運送運営協議会

日時 令和6年12月10日（火）10：00～
場所 新館7階大会議室

★ 配布資料1 ★

目次

- 1 次第P 1
- 2 委員名簿 P 2
- 3 委員座席表P 3
- 4 市内事業者一覧P 4
- 5 松戸市福祉有償運送運営協議会条例P 5～7
- 6 令和5年度 松戸市内福祉有償運送事業者実績一覧 P 8

松戸市 福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室
(松戸市福祉有償運送運営協議会事務局)

<次 第>

- 1 会長挨拶
- 2 協議（更新申請）
申請団体
① 特定非営利活動法人 かたつむりの家
- 3 その他（今後の日程等）
- 4 閉会

<配布資料>

- ・ 配布資料 1
- ・ 配布資料 2
- ・ 協議資料

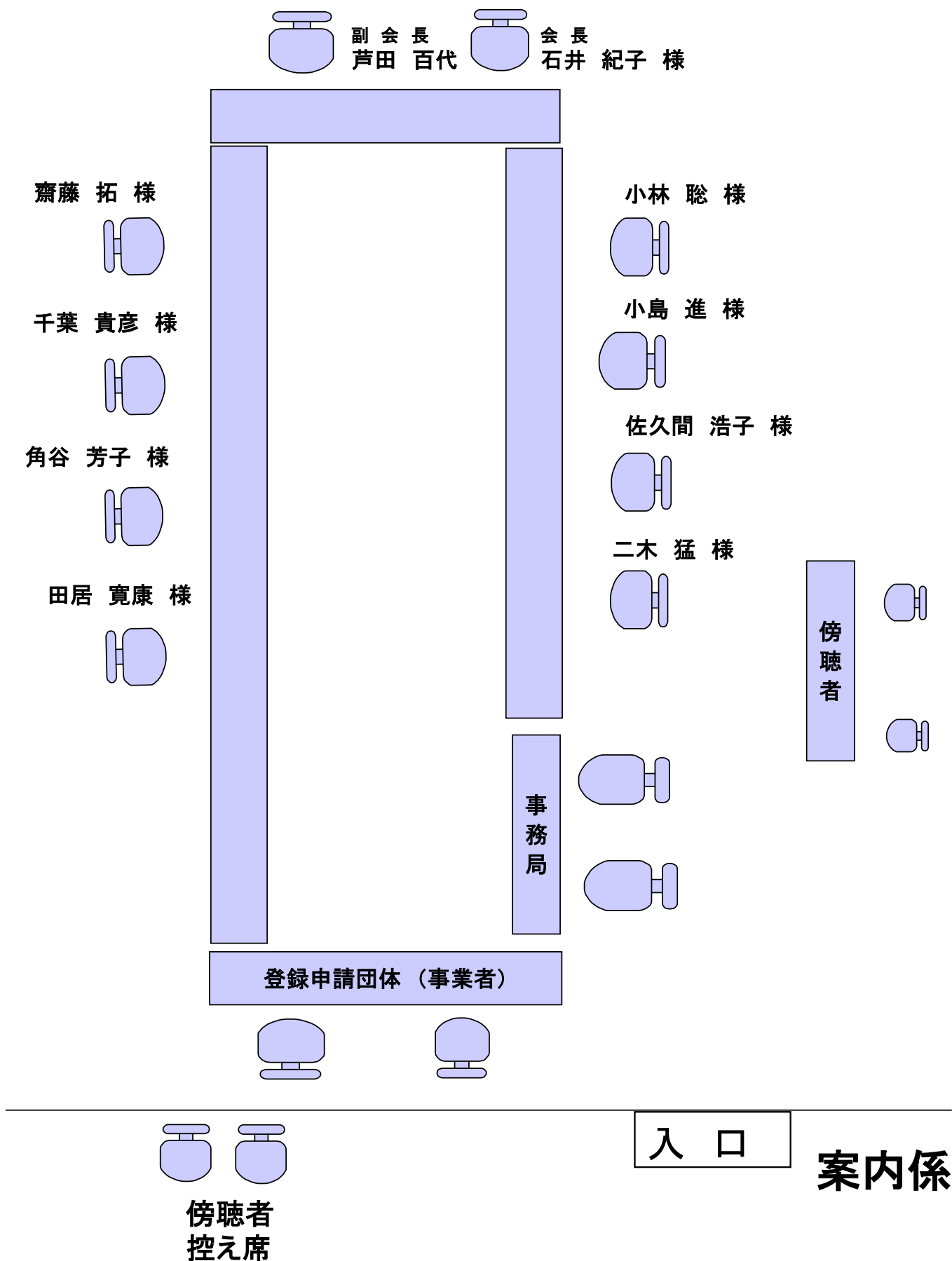
松戸市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

(令和6年4月1日現在 敬称略)

区 分		推薦機関・団体	職・氏名	備考
本市の職員		松戸市	福祉長寿部福祉政策課 地域福祉担当室長 あしだ ももよ 芦田 百代	
学識経験を有する者		聖徳大学	心理・福祉学部 社会福祉学科 准教授 いしい のりこ 石井 紀子	
関係団体を代表する者	一般旅客自動車 運送事業者及び その組織する団 体	松戸地区タクシー運営委員会	たい ひろやす 田 居 寛 康	
			さいとう たく 齋藤 拓	
	本市において 現に自家用有償 旅客運送を 行っている 特定非営利活動 法人等	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあい ネットまつど	代表 さくま ひろこ 佐久間 浩子	
		特定非営利活動法人 かたつむりの家	理事長 こじま すむ 小島 進	
	一般旅客自動車 運送事業者の事 業用自動車の運 転者が組織する 団体	自交総連千葉地方本部 合同タクシー労働組合	委員長 ちば たかひこ 千葉 貴彦	
	住民又は旅客	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	ふたき たけし 二木 猛	
関係機関の職員		国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	首席運輸企画専門官 こばやし さとる 小林 聡	
市長が必要と認める者		松戸市ボランティア連絡協議会	かどや よしこ 角谷 芳子	

委嘱期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

令和6年度第1回松戸市福祉有償運送運営協議会 座席表



令和 6 年 松戸市福祉有償運送 登録事業者 一覧(R6.3.1現在)

事業者名		郵便番号	住所			電話	FAX
法人種別	団体名	〒 番号	市	番地	方書	電話	FAX
1 認定特定非営利活動法人	たすけあいの会ふれあいネットまつど	〒 270-2251	松戸市	金ヶ作99-6		047-710-7450	047-710-5940
2 特定非営利活動法人	かたつむりの家	〒 270-2204	松戸市	六高台6-2-3		047-387-5215	047-387-5238
3 社会福祉法人	聖心会 明尽苑ヘルパーステーション	〒 270-2251	松戸市	金ヶ作296-1		047-384-7500	047-385-7377
4 特定非営利活動法人	ディーブデモクラシー・センター	〒 270-2265	松戸市	常盤平陣屋前7-8	富士マンション305	047-701-5350	050-3737-9081
5 公益財団法人	松戸市シルバード人材センター	〒 271-0043	松戸市	旭町1-174		047-330-5005	047-330-5008
6 一般社団法人	インナーピース ケアステーションやしの実	〒 270-2204	松戸市	六実5-12-8	ヒロハイム平和台101号	047-389-7688	047-389-7687
7 特定非営利活動法人	LIFACT ホームヘルプでとて	〒 270-0034	松戸市	新松戸4-65-1	アイビス新松戸ビル201号室	047-702-7080	047-343-7566
8 社会福祉法人	六高台福祉会	〒 270-2203	松戸市	六実2-10-13		047-710-0602	047-710-0603
9 社会福祉法人	彩会	〒 270-0021	松戸市	小金原3-7-15		047-711-9640	047-711-9641

○松戸市福祉有償運送運営協議会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第30号

改正 令和3年3月29日条例第6号

改正 令和6年3月26日条例第12号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51条の7に規定する運営協議会として、松戸市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、福祉有償運送(省令第51条の福祉有償運送をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録(法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する市職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市福祉有償運送運営協議会委員	日額 8,500円
------------------	-----------

附 則(令和3年3月29日松戸市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月26日松戸市条例第12号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年度 福祉有償運送輸送実績

No	団体名	登録自動車数		会員数	走行 (km)	輸送回数	運送収入 (千円)	備考
		福祉車両 (台)	セダン車両 (台)					
1	認定NPO法人 たすけあいの会 ふれあいネットまつど	2	27	148	29,150	2,650.0	2,703.0	
2	かたつむりの家	0	2	50	9,844	1,354.0	1,655.1	
3	社会福祉法人 聖心会 明尽苑ヘルパーステーション	3	3	0	0	0.0	0.0	
4	特定非営利活動法人 ディープデモクラシー・セン ター	1	2	7	298	15.0	40.0	R4データ
5	公益財団法人 松戸市シルバー人材センター	0	2	92	1,414	92.0	310.0	
6	一般社団法人 インナーピース ケアステーション やしの実	1	1	5	440	17.0	44.0	
7	特定非営利活動法人 L I F A C T	0	2	15	1,964	152.0	197.3	
8	六高台福祉会 松寿園 エミシ ア松戸六実	3	1	30	2,205	625.0	363.0	
9	社会福祉法人 彩会	5	0	9	0	0.0	0.0	R6.5スタートのため 実績なし
	計	15	40	356	32,702	4,905.0	5,312.4	